

館山市建設工事総合評価競争入札実施要綱

平成19年8月28日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（以下「政令」という。）第167条の10の2の規定に基づき、館山市が発注する工事に関して価格及びその他の条件をもって落札者を決定する方式（以下「総合評価競争入札」という。）の実施にあたり必要な事項を定める。

(定義)

第2条 総合評価方式とは、価格のほかに価格以外の技術的な要素を評価の対象に加え、品質や施工方法等を総合的に評価し、価格と品質の両面から最も優れた評価を得たものを落札者とする方式をいう。

(対象工事等)

第3条 総合評価方式の適用にあたっては、館山市が発注する建設工事のうち、入札価格と企業がもつ施工能力及び地域貢献度を一体とした評価をすることが適当と認められる工事とする。また、対象工事の難易度（技術的な工夫の余地）や工事規模に応じて、次に掲げるいずれかの方法を選択する。

(1) 特別簡易方式

企業の工事实績、工事成績、配置予定技術者、顕彰実績、地域貢献度等に基づき評価を行う。また、加算点は、20点とする。

(2) 簡易方式

簡易な施工計画（技術的所見、配慮すべき事項等についてA4判1枚程度）による評価とともに、企業の工事实績、工事成績、配置予定技術者、顕彰実績、地域精通度等に基づき評価を行う。また、加算点は、30点とする。

2 総合評価方式の工種・金額（設計額）別の選定基準は、原則として、以下のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、その他の工種の工事についても選定できるものとし、緊急を要する工事については、除くものとする。

(選定基準)

工種	土木一式、とび・土工・コンクリート、舗装、しゅんせつ及び造園工事	建築一式工事
金額（設計額）	5,000万円以上	1億5,000万円以上

(学識経験を有する者の意見の聴取)

第4条 市長は、総合評価競争入札を行おうとするときは、政令第167条の10の2第4項及び第5項に基づき、学識経験を有する者の意見を聴かなければならないものとする。なお、この場合、地方自治法施行規則第12条の4により、2人以上の学識経験を有する者の意見を聞かなければならない。

(入札公告及び入札通知書に掲げる事項)

第5条 市長は、総合評価競争入札を行うときは、館山市財務規則第92条及び第103条に規定するもののほか、次に掲げる事項を公告しなければならない。

- (1) 総合評価競争入札の方法による旨
 - (2) 価格以外の要素として評価する項目（以下「評価項目」という。）の内容
 - (3) 評価項目ごとの評価基準及び欠格事項
 - (4) 落札者の決定方法
 - (5) 総合評価の方法
 - (6) 入札参加者に求める技術提案に係る資料の内容、提出方法及び提出期間
 - (7) その他総合評価競争入札を行うために市長が必要であると認める事項
- 2 市長は、総合評価競争入札を行うときは、前項に掲げた事項を入札通知書により各入札参加者に通知しなければならない。

(応札)

第6条 入札参加者は、価格及び性能等をもって入札するものとし、評価の対象とする性能等の要求要件（以下「技術的要件」という。）に関する資料は入札公告又は入札通知（以下「入札公告等」という。）に定められた期日までに提出するものとする。
(評価項目、評価基準及び評価点等の設定)

第7条 市長は総合評価競争入札により入札を行おうとする場合には、当該入札に係る申込みのうち価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定するための基準（以下「評価基準等」という。）を定めるものとする。

2 評価基準等は、館山市入札・契約制度等検討委員会において定めるものとする。

3 評価基準等の評価項目の審査は、館山市総合評価技術審査会で行うものとする。

(総合評価の方法)

第8条 総合評価競争入札の入札における価格その他の条件の評価は、次の各号に掲げるいずれかの方法により落札者の決定を行うための基準となる数値（以下「評価値」という。）を求めることにより行うものとし、これらの方式の内容は、当該各号に定めるところによる。

1 除算方式 標準点を100点とし、これに加算点を加え技術評価点とし、その点数を入札価格で除する方式をいう。

2 加算方式 価格評価点を、次の算式により算出するものとし、これに技術評価点を加算する方式をいう。

$$100 \times (1 - (\text{入札金額} / \text{予定価格}))$$

(落札者の決定方法)

第9条 落札者の決定については、次のすべての要件に該当する者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(1) 入札価格が予定価格の範囲内にあること

(2) 入札に係る性能等が、入札公告等において明らかにした技術的要件における最低限の要求要件をすべて満たしていること

(3) 除算方式により評価値を求める場合にあっては、当該評価値が標準点を予定価格で除した数値を下回らないこと

(4) 低入札価格調査基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を設けている場合において、調査基準価格を下回る価格のときは、館山市低入札価格調査実施要綱

に基づく調査を行い、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないことが確認されたこと

2 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(入札結果の公表)

第10条 市長は、落札者を決定したときは、総合評価競争入札に関する開札調書により結果を公表するものとする。

(評価内容の担保)

第11条 総合評価方式では、落札者の提示した施工計画等を評価し選定するため、その評価内容の履行を確保する必要がある、技術資料等に虚偽の記載等があったと認められる場合には、館山市建設工事請負業者等指名停止措置要領等（平成6年6月1日施行）に基づく指名停止等の措置及び工事成績評点を減ずる措置を行うものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、総合評価競争入札の実施に関して必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

この要綱は、平成20年6月12日から施行する。

この要綱は、平成21年3月6日から施行する。

この要綱は、平成22年4月27日から施行する。

この要綱は、平成25年6月6日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。

この要綱は、令和5年11月1日から施行する。